

よぬだ ところどころ



第八号

ヨナダーが下米田・牧野の色々な見どころを紹介するよ



京田という小字がある。この京田は荘園制に伴う地名といわれ、班田制が崩壊する過程で、京都の摂関家に寄進された寄進系荘園のなごりとも考えられる。京田という地名の解釈について柳田國男は「京都の資本が入って開墾した地名ではないか」と京の字にこだわった説を述べているが、日本地名研究所の谷川健一は「修験で知られる羽黒山の（経田）であった可能性が強く、羽黒はむかしは経田といわれる田をたくさん持っていたようだ」とする。宿坊での朝夕、読経に必要な経費を捻出するための田を経田と呼び、ときには本山の名僧を招き祈禱行事の出費の賄いにも充てられることもあり、あるときは宿坊の先達が率先して本山へ修行に出かける費用も捻出されたかも知れない。

班田性口分田の中に、寄進系の土地地名が見られることが何を意味するか。一つの土地に、一つの徴税権が認められるということが一般的に考えられることであるが、実はこのようなことはつい最近のことに過ぎない。つまり、織田信長が全国統一を果たす過程で、いわゆる「一色支配」が出現したのであり、それまでは、その土地を安堵された領主の土地でも、「地頭受・下地中分」などといって、安堵された土地からの収穫のうち、国衙分、寺社分などを中央に送っていた。つまり、一つの土地に複数の権利が設定されていたのである。こういうことになれば、一枚の水田に複数の徴税権、村の土地に複数の徴税権、米以外の徴税など、要するに税徴のルールがなく、混沌状態であったようである。

税に関しては、現代でもよく似ている。たとえば、取りやすい所からとることはもちろん、一人の所得者から、複数の税を徴収される現状である。商品を購入すれば誰しも負担しなければならぬ消費税。さらには酒税やガソリンに至っては、掛けられた税にさらに上乘せし二重課税となる現状がある。

下米田の「京田」がどのようなものであったかは計り知れないが、この土地に働く農民は、どのような気持ちで毎年水田耕作していたかはなはだ興味深い。江戸期には、このあたりは旗本領となっており、農民はこの殿様を「殿」とあがめ、誇りに思っていたふしがある。中世でも同じ事であったのかどうか興味は尽きない。